

## 一斉休憩の適用除外に関する労使協定書（1）

株式会社（以下「会社」という）と株式会社 従業員代表（以下「従業員代表」という）は、休憩時間について、労基法第34条第2項ただし書きに基づき、一斉休憩の適用除外職場について、下記のとおり協定する。

### 記

（本協定が適用される従業員）

第1条 この協定は、就業規則第 条～第 条の手続きにより採用された従業員のうち、次の各号に定める業務に従事する者に適用する。

- (1) 営業・販売業務
- (2) 配送業務
- (3) 電話または来客等の対応業務
- (4) 各種の受付業務
- (5) 緊急その他やむを得ない事情により必要となる業務

（休憩時間の付与方法）

第2条 前条各号に掲げる業務に従事することにより、一斉休憩を取得することができない従業員の休憩時間については、就業規則第 条の第項の規定（休憩時間）にかかわらず、この規定により定められた休憩時間の前または後の時間帯に所要の休憩時間を付与するものとする。

2 本協定が適用される従業員の休憩時間帯は、各所属長が前日20日までに決定し、所属従業員に通知するものとする。

（疑義等の決定）

第3条 この協定の有効期間中に協定内容の解釈に疑義または変更の必要が生じた場合には、会社および従業員代表で協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日の令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（協定の更新）

第5条 この本協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、会社または従業員代表のいずれか一方から、書面による異議の申し出がない場合には、同一の

内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

⑩

株式会社

従業員代表

⑩

## 一斉休憩の適用除外に関する労使協定書（2）

株式会社（以下「会社」という）と株式会社 従業員代表（以下「従業員代表」という）は、労基法第34条第2項ただし書きに基づき、営業部門等の休憩時間について下記のとおり協定する。

### 記

（営業部門の休憩時間の付与方法）

第1条 営業の業務に従事する従業員の休憩時間は、担当部署ごとに3班に分けて、班別交替で付与するものとする。

（各班の休憩時間）

第2条 各班の休憩時間は、次に定めるとおりとする。

第1班：午前11時～正午

第2班：正午～午後1時

第3班：午後1時から午後2時

（外勤者等の休憩時間）

第3条 出張、外回りなどによる外勤のため、本人が所属している班の休憩時間を確保できない場合には、所属長が事前に指定して他の班の休憩時間の時間帯を適用する。

（協定の効力）

第4条 本協定は令和 年 月 日から効力を発する。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

⑩

株式会社

従業員代表

⑩